令和８年度第１回みやしろ健康福祉事業運営委員会障害者福祉部会

議事要旨

開催日時	令和 8 年 11 月 12 日（木）　午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで	
開催場所	すてっぷ宮代　はくもくれん	
委員１４人	出席	齋藤和浩委員、式田貴美子委員、飯山和弘委員、高橋久美子委員、遠田政宣委員、山路久彦委員、杉村健委員、吉沢久美子委員、沼田孝司委員、鈴木美穂委員、野原祥子委員、間中崇史委員、朝倉孝郎委員
	欠席	関根佐智子委員
事務局	福祉課　鈴木課長、小林主幹、安部主査	

【次第】
１　開会
２　任命書交付
３　部会長の選出
４　議事
（１）みやしろ健康福祉プラン－障がい者編－　令和７年度実施状況及び令和８年度目標について
（２）第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画について
５　そ の 他
６　閉会

【会議資料】
・次第
・資料１　　みやしろ健康福祉プラン　－障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画－　重点事業進行管理表
・資料２―１　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画に係る数値目標
・資料２―２　第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画に係るサービス見込み量
・補足資料
・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要

【部会長の選出】
齋藤和浩委員を部会長に選出した。

【議事】
（１）みやしろ健康福祉プラン－障がい者編－　令和７年度実施状況及び令和８年度目標について

＜事務局から資料１にもとづいて説明＞

＜質疑応答の概要は次のとおり＞

（高橋委員）
　２ページ目の「障がいを理由とする差別の解消の推進」において、昨年度、障害者週間期間中に差別事例収集のためのボックスを設置されていましたが、どのような事例があったでしょうか。
　また、１２月の障害者週間で実施されると思いますが、どのようなことを予定しているのでしょうか。常時ではなくこの期間だけであるのはなぜなのかお聞きしたいです。
（事務局）
　障がいに関する差別解消の協議会を設置し、協議会としてこの圏域で差別事例を収集しようということでこの期間を中心に収集ボックスを設置いたしました。
　収集事例はございました。障害者週間にふれんだむを中心とした方にお手伝いをお願いしていまして、そういった方の目に留まって書いてくれたのだと考えております。
　細かな事例は今手元に無く申し訳ございませんが、悔しい思いをしたということが書かれておりました。
　現在、障がい者差別について協議している中で、周知が足りないことを課題として認識しています。どのような周知が良いか、どのような意見の集め方が良いか、ということについては、引き継ぎ検討して参ります。
（吉澤委員）
　４ページの「保育所等への巡回相談」について、令和７年度に行った巡回を本年度は休みにして、令和９年度からの見直しについて検討するということについて、どのような経緯があったのか教えていただきたいです。
（事務局）
　本年度につきましては、従来お願いしていました事業所と人員の関係等で契約が結べなかったことが第一の原因です。
　来年度のことを現段階では詳しくは申し上げられないのですが、今までの福祉課の取組を踏まえ、子育て支援課とも連携し、拡充して実施する方向で検討・準備を進めているところです。
（吉澤委員）
　障がい児の母子支援は、その後のライフステージにおいて大事な部分ですので、ぜひ充実させていただければと思います。
（杉村委員）
　２－２－２「地域福祉を支える人材の確保」への意見です。
　「福祉サービスを継続するには担い手がいないことにはできない」と話の中で挙げていただきましたが、事業者としても非常に厳しい状況だと思っています。
　色々なデータもありますが、それをはるかに上回る厳しい状況が続き、お金ではなく人で倒産するのではないかという事業所も見受けられます。
　民間の事業者だけの努力では限界があると思うと、官民で一体となってサービスを維持向上できるような施策が必要だと思います。
　もちろん人が全くいないという話ではありませんし、誰でもいいというわけでもないので、育成もしなければならないと思います。
　ただ、人がいないことには育成もできないので、実際にサービスを使う方が将来的に困ってしまわないためにも、具体的なアクションが起こせるといいなと思っております。
　また、埼葛という共同の活動ができるエリアの強みを生かして、協力しながら福祉サービスを提供できたらと思い、ご意見させていただきました。
（事務局）
　様々な分野で労働力不足が挙げられている中で、福祉人材がより厳しい状況にあるというのは、国の統計、報道等でも示されております。
　ネットニュースで、「人材の確保ができず障がい福祉サービスをたたまなくてはならなくな

った」という記事も出てきたので、おっしゃる通りのことが現実として起きていることは実感しているところです。
　国は、サービスの維持が難しい状況にある地域に対して、現在の基準を多少緩和してでも続けられるようにしていく取組を考えていますが、山間地域や人口減少が激しい地域が主な対象となるため、この地域がその対象とはならないと感じています。
　ただ、国もサービス水準の維持や新たなサービスの提供について検討していますので、今後の国の動き等も踏まえながら、この市町の中でも共有して、何かしら動きができればいいと考えています。
（杉村委員）
　私たちが採用試験を行う際、「専門職になりたい」と言って養成校に行かれる方と話すと、幼い頃に宮代町のふれあい事業などで障がいのある方と触れ合った体験は、障がい者福祉、児童福祉、高齢者福祉に関わりたいと思うきっかけになる、という側面もあると思います。
　障害者週間などで、町にある福祉事業所の紹介をしていただくとか、そこで働く方を案内していただくとか、福祉人材について少し興味を持てるような取組を本年度でも来年度でも検討していただけるといいなと思っています。
　また、福祉人材確保のためのイベント実施、資格取得を目指している方や町で働いている方への援助など、色々な福祉施策を各市町村でされていると思います。
　もちろん国もいろいろされていると思いますが、お金のかかることだけでなく、かからないことも含めて検討していただけたら良いと感じました。
（事務局）
　今頂いたご意見等も踏まえて、できるところから、ちょっとしたことでも前に進めていくことが大事だと考えています。
　我々職員の中や、近隣の自治体とも色々情報を共有しながら、良い事例などを参考に取り組んでいきたいと考えています。引き続き、ご提案等も伺っていきたいと考えています。
（山路委員）
　５ページの「避難行動要支援者支援体制の整備」について、個別避難計画の進捗はいかがでしょうか。
（事務局）
　昨年の数字ですが、避難行動の計画を作らなければならない人が 444 名おりまして、できていると我々が捉えている数が 159 名ですので、まだ半数までは届いていない状況となっております。
　本町の進め方は、地域の方にお願いして、地域で助けられる体制と一緒に作っていただくように進めていますので、地域の方のお考えによってはなかなか進まないというのが現状です。
（山路委員）
　いつ大きな地震が来るかわかりませんし、昨今は水害もありましたが、災害時、避難所などの大勢集まるところへ一緒に行くことが苦手な方や障がい特性で難しい方もおられるので、障がいに配慮した避難所設営も計画に入れていただけると大変ありがたいと思うところです。
（事務局）
　計画の中には防災という別の計画もございますので、そちらの方で吸い上げて伝えたいと考えています。
　例えば、今の避難所の計画では、クールダウンスペースの設置等が一部盛り込まれておりますので、さらに検討を進めてまいります。
（浅倉委員）
　交流教育の推進で、「宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事業を実施」という事ですが、どのような交流事業をしたのかを簡単に教えていただきまして、今後どんな交流事業を考えていらっしゃるのかを教えていただければと思います。

（野原委員）
　宮代特別支援学校では、前原中学校と交流を行っています。
　年１回、中学校の生徒が来校し、中学校の生徒が考えてくれたレクリエーション等を各クラスに入って交流をしています。毎年、中学校の教員と相談しながら、来年度の計画を相談しながら行っています。
（高橋委員）
　避難所について、県の相談員の研修会では、まず一般の避難所に行って、福祉避難所に行くのはその後と聞きました。
　すべての人が災害を受けているのでそれは理解できましたが、どのぐらいの期間を待っていると設営ができるのかが気になりました。
　一般の避難所でも２週間かかると伺ったので、２～３週間は自分たちで頑張らないといけないのかな、と思っていますが、このぐらいの期間は自助でできるものを準備しとかなくちゃいけない、という心構えのためにお伺いしたいです。
（事務局）
　福祉避難所については委員のおっしゃる通りで、まずは自分の身を守るために一番近い避難所に行っていただき、その後開設しますというのが今の町の考え方です。
　身近な避難所から福祉避難所に行くための具体的なタイムラインは今のところ作られておらず、例えば１日後にすぐできます、等は申し上げられませんが、被災者がある程度集まった状況で、避難所では生活できない方がいるという情報が本部に上がってきた後に開設となります。
　今は、宮代特別支援学校が町の指定した福祉避難所になっております。また、地域の高齢者福祉施設等も協定の避難所とさせてもらっておりまして、状況に応じて避難をお願いするようになっております。
（高橋委員）
　その辺りが一番不安だと思いますので、その時はお忙しいと思われますが、障がいのある方が安心できるように周知していただけるとありがたいと思います。
（事務局）
　町の職員の体制として、一定の震度を超える地震があったときには、災害対策本部が設置される前に、一定の震度を超えたら避難者がいるだろうという想定で開ける体制をとっております。
　そこからどのくらいの期間で理想とする避難所の運営に繋げられるかは、職員の集まり具合や、地域の方のご協力の状況もあるので、避難所によって異なってくるかと考えられます。
　避難所に集まった方で、どうしても福祉的な支援が必要という意見が上がってくれば、災害対策本部で、福祉避難所の開設の対応をしていくことになりますが、特別支援学校だけでは受け入れが難しいということであれば、協定を結んでいる施設等の利用可能な状況を把握した上でご案内していければと思っています。
　水害の場合、今年は避難所を開設するまでに至りませんでしたが、状況に応じて自主避難所を設けることなども考えております。
　設けた時には、ホームページや、場合によっては防災無線を活用してお知らせしていこう、という初動の体制を取っています。
（吉澤委員）
　先ほど話があった個別避難計画の作成者は、ケアマネジャーだったり、地域の方だったり、ご家族だったり、各市町で異なっているかと思います。
　その計画を作っておくことで、近所の方、民生委員の方、ケアマネジャー、相談支援専門員等関係機関の方々への情報共有に実効性があると期待されていますが、444 件中の 159 件がどのように作成されているから実効性があると考えられているのか、という部分も共有されていないと計画の実効性に欠けるのではないでしょうか。

作成時も作成した後も地域の方々だけで行うことは難しいと思います。
どういう作成の手順があって 159 件が今年一気に進んだのか、それともここまでは一気に進んだけどこれからはちょっと難しいとか、そういった現状を詳しく教えていただきたいです。
（事務局）
先ほど申し上げましたが、宮代町では地域での作成をお願いしております。
以前は、自主防災の会議の一部分で説明をしていましたが、なかなか浸透しないということで、３年前から別日を設けて、自主防災組織の皆さん、自治会の皆さん、民生委員の皆さんに説明会を実施している状況です。その説明会で宮代町の自主防災会は各地域漏れなくできておりますので、そこに話を通せばできるのではないかということで行っております。
共有につきましては、毎年度説明会を行い、自主防災会の方でできる場合は、名簿を配布して、地域で対象者を共有してもらい、必要な方には避難行動計画を作ってもらっているという状況です。
共有の方法も難しく、どこまで共有すればいいのか、という問題が自主防災会の皆さんも一番不安になっています。
本町は共有が限られており、自主防災組織内で必要な範囲で使ってください、という限定的な形で共有しています。
また、本年度から新たな取組として、町内の事業所のケアマネジャーを利用している要介護の皆様には、ケアマネジャーからある程度情報をいただいて、計画の入り口のインテークが済んでいるというような形で行っているところです。
（吉澤委員）
地域だと地域包括支援センターが中心にされると思いますが、障がいは見えづらいところもありますので、障がい者福祉の方もその作成や情報共有に参加できるといいと感じました。ぜひご検討ください。

（２）第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画について

＜事務局から資料２―１及び資料２－２にもとづいて説明＞

質疑なし